

安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法・同法施行令・労働安全衛生規則の規定により、下に示す労働者数と業種の事業場にあつては、「登録安全衛生推進者等養成講習機関」が行う「安全衛生推進者養成講習」修了者等の有資格者のうちから、「安全衛生推進者」を選任し、一定の職務を行わせなければならないこととなっております。（労働安全衛生法第 12 条の 2、労働安全衛生規則第 12 条の 2 参照）

当連合会では、三重労働局長の登録を受けて、法令に定める安全衛生推進者選任資格付与のための「安全衛生推進者養成講習」を実施しています。

安全衛生推進者選任を要する事業場は、常時使用労働者数 10 人以上 50 人未満の次の業種の事業場

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間	免除有無	
		1号	2号
安全管理	2時間	免除	
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間	免除	免除
安全衛生教育	1時間	免除	免除
作業環境管理	2時間		免除
健康の保持増進策	1時間		免除
安全衛生関係法令	2時間		

一部免除者

(1) 「1号免除」は、安全管理者の資格を有する者。「2号免除」は、衛生管理者の資格を有する者です。

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。